

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成21年10月21日
【会社名】 株式会社インターラクション
【英訳名】 INTER ACTION Corporation
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木地 英雄
【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地
【電話番号】 (045) 788 - 8373
【事務連絡者氏名】 常務取締役 中瀧 明男
【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地
【電話番号】 (045) 788 - 8373
【事務連絡者氏名】 常務取締役 中瀧 明男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,650,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 201,900,000円
該当事項はありません
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	375個（新株予約権1個につき20株）
発行価額の総額	1,650,000円
発行価額	1個につき4,400（本新株予約権の目的である株式1株当たり220円）円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年11月6日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社インターインターアクション 経営管理部 経営管理課
払込期日	平成21年11月6日
割当日	平成21年11月6日
払込取扱場所	株式会社横浜銀行 金沢産業センター支店

- (注) 1. 株式会社インターインターアクション第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、平成21年10月21日（水）開催の取締役会において決議されました。
2. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
3. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当先との間で新株予約権総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

4. 割当先の概要及び当社と割当先との関係等は以下のとおりであります。

割当先の概要

割当先の氏名又は名称		木地 英雄
割当新株予約権数		375個
払込金額		1,650,000円
割当先の内容		住所 神奈川県三浦郡葉山町
割当先との関係	出資関係	割当先が保有している当社の株式の数 割当先 木地英雄氏は、当社の株式14,203株 (22.24%) を保有しております。
	取引関係等	当社の銀行借入金に対して、同氏より債務保証を受けております（平成21年5月末残高170百万円）。当社から同氏に対する金銭の貸付があります。
	人的関係	当社代表取締役社長であります。

(注) 割当先の内容及び当社との関係の欄は、平成21年10月21日現在におけるものであります。

本新株予約権発行の目的及び理由

イ) 事業及び業績の概要

過去3年間の当社グループの連結業績は、平成19年5月期は当期純損失43百万円、平成20年5月期は当期純損失169百万円、平成21年5月期は当期純損失1,028百万円となり、いずれの年度も最終赤字であり、赤字幅が拡大しております。

前連結会計年度においては大幅な固定費の削減を進め、コスト構造の見直しを図ったものの、世界的な景気の悪化から半導体メーカーの設備投資意欲は減退し、受注の落ち込みを補うには至りませんでした。

当連結会計年度においても、急速な受注落ち込みからの回復期にはあるものの、半導体設備への需要は当面の間低い水準での推移が見込まれるため、最小限の組織体制とコスト構造を維持しつつ需要の取り込みを図る活動を継続してまいります。

主力のC C D / C - M O Sイメージジャ向け光源装置の受注については、前半は厳しい状況が続くものの、半導体メーカーの稼働率は改善てきており、後半から徐々に回復の兆しが見えてくると考えられ、こうした需要の取り込みを図ってまいります。

一方、世界的に市場が拡大している太陽電池関連産業へは、経営資源の有効活用に留意しつつも、引き続き積極的な参入を検討しております。上期において費用は先行するものの、下期からの確実な利益貢献に繋げるため、早急な事業の立ち上げと確立を目指しております。

ロ) 新規事業への取り組み

中長期事業戦略の策定

このような取組みの一環として、当社グループは平成21年7月、新規事業の中長期事業戦略を策定し、発表いたしました。

中長期的な販売戦略の3要素として、

- 1) 世界トップクラスの中国企業で製造される安価で高品質の太陽電池に関する製品を日本で展開すること
- 2) 自社企画・開発製品及び安価で高品質のO E M製品をワールドワイドに展開すること
- 3) 太陽電池検査装置やソーラー L E D 照明等の省エネ製品を融合し「総合省エネソリューション」として提供すること

を掲げております。

インターラクショングループ各社の役割分担

本年3月、当社グループがすでに日本国内で保有し優位性を有する太陽電池製造・検査技術の海外市場への展開を目的に、連結子会社である西安朝陽光伏科技有限公司（以下「西安朝陽」という。）を設立いたしました。

当社グループは、当社（以下「IA」という。）及び連結子会社である株式会社BIJ（以下「BIJ」という。）に、中国現地法人である西安朝陽を加え、世界市場への展開を視野に、各社の役割分担を明確にした次のようなグループ体制の構築を目指しております。

IAは、主に製品を企画・開発し、欧米への市場展開を視野に入れつつ、販売・サポート窓口を担当いたします。

BIJは、日本市場への展開を中心に販売チャネル構築に向けて、保守サポート体制確立を目指します。西安朝陽は、中国トップクラスのOEM製品の調達をはじめ、品質管理と生産管理の強化とともに中国市場への展開を進めてまいります。

ソーラービジネスの今後の見通し

現在各国政府においては景気刺激策の一環として太陽光発電に係る各種の施策が施されております。世界的な太陽電池関連産業の拡大を踏まえ、当社グループはその一角に確固たる地位を築くことで、ソーラービジネスの拡大を目指してまいります。

当社グループは、本年4月、太陽電池セル・モジュールの検査を行う装置であるシミュレーター販売において、中国国内でトップシェアを有するGolar Power社と販売代理店契約を締結し、中国及び日本での販売を開始しました。

本年8月には、太陽光発電モジュールの生産・販売において世界トップクラスの実績を有するインリーグリーンエナジーホールディング（以下「インリー社」という。）との間で、太陽光発電モジュールの販売に関する業務提携契約を締結いたしました。

インリー社は、太陽光発電製品の垂直統合生産を推進する世界的なリーダーであり、太陽光発電モジュールの生産・販売において世界トップクラスの実績を有しております。同社は太陽光発電モジュールをインゴットから一貫して製造しており、高度な品質管理ができるシステムを構築し、その品質の向上における優位性を有しております。

当社は、子会社であるBIJとともに、日本及びアジア市場において、太陽光発電に関する事業を推進しております。

以上のことから、当社及びインリー社は、相互の強みを活かし、緊密な協業関係を構築することで、今後の新たな事業展開を行うことについて合意に至りました。

業務提携に基づき、インリー社は、平成22年までに5MW（メガワット）の太陽光発電モジュールを競争的な価格で当社に提供し、当社は主に日本国内において家庭用並びに公共・産業用に同社製品を販売いたします。また、当社は、インリー社に対し日本市場における太陽電池に関するマーケット情報を提供し、さらに販売チャネルのサポートを行います。

今後同社とは緊密な協業関係を構築し、日本市場の開拓を進めてまいります。

ハ) 本新株予約権の発行の目的

中長期事業戦略実現のための資金調達について、当社は、間接金融、直接金融の両方の可能性を模索してまいりました。

当社グループが3期連続の連結最終赤字を計上し、そこからの収益回復傾向について、底打ちはしているものの緩やかな回復傾向に留まっていること等から、金融機関からの新規事業資金の借入には未だ時間を要する見込みとなっていました。

そのような状況の中で、今回フィナンシャルアドバイザリーを専門とするコンサルティング会社より、当社の経営者への割当による、本新株予約権の発行をご提案いただきました。当社は、当社の中長期事業戦略及び資金需要の必要性、時期等を理解していただいている木地英雄氏に、当社の資金需要に応じた新株予約権の行使を通じて、当社の資金需要に応じた資金調達が可能となるようご支援いただくことといたしました。

当社の財務基盤の強化と健全化を図り、業績の早期回復を図るために、当社の経営者が自己資金により本新株予約権を引き受け、株価ないし業績の変動についてのリスクを他の一般株主と共有することが適当であると考え、当社代表取締役社長木地英雄氏を割当先に選定いたしました。同時に、同氏に割り当てる本新株予約権の内容につきましては、当社の前述の事業戦略に責任を負うことを明確化するため、当社の連結四半期決算の営業利益が黒字化するまでは、新株予約権の行使が認められない条件を付すことといたしました。

当社といたしましては、本新株予約権の発行により適時に資金を確保し、中長期事業戦略実現のスピードアップ

を図ることで、太陽電池関連産業の世界的な拡大の流れにキャッチアップするとともに、経営成績及び財政状態を改善することが、既存株主様の利益に繋がるものと考えております。

本新株予約権の特徴について

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と目的株式数を固定することにより、既存株主様の株主価値の急激な希薄化を抑制するとともに、市場株価が行使価額を上回って推移しなければ行使が促進されないことから、資金調達のためには株価の上昇につながる経営努力を先行させなければならないしくみとなっております。また、代表取締役社長である木地英雄氏に営業利益水準に関するリスクを当社と共有する目的及び当社の資金需要に自己資金にて応ずる目的を加味して設定されております。その他、本新株予約権には、以下の特徴があります。

・行使価額及び目的株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について、市場の公平性や既存株主様への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるM S C B やM S ワラントとは異なり、行使価額及び目的株式数の双方が固定されていることから、既存株主様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は26,700円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的株式数についても発行当初から7,500株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び目的株式数の双方が本新株予約権の発行要領に従って調整されます。

・取得条項

当社は、本新株予約権の割当日から2ヶ月を経過した日以降いつでも、20取引日前までの事前通知により、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の、取得条項が付されております。

かかる取得条項により、当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

・譲渡制限

本新株予約権は、割当先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは本新株予約権のままでは譲渡されません。

・その他の行使条件

本新株予約権は、割当日から本新株予約権の終期に至るまでの間に、いずれかの四半期決算において連結営業黒字を計上し、マザーズ市場における当社普通株式の普通取引終値が1月間（当日を含む直近の20取引日）連続して行使価額の200%を上回った場合、新株予約権者は当該日の翌取引日より起算して20取引日以内に残存するすべての本新株予約権行使しなければならないものとする行使条件を定めております。また、同氏からは連結営業利益の黒字化を達成した後においては、行使価額が200%を上回る以前の段階においても積極的に行使を進める方針である旨の回答をいただいております。

当該資金調達の方法を選択した理由

当社グループは、前述の「(1) 募集の条件（注）4の「本新株予約権発行の目的及び理由」に記載のとおり、現在当社グループが3期連続の連結最終赤字を計上し、そこからの収益回復傾向について、底打ちはしているものの緩やかな回復傾向に留まっていること等から、金融機関からの新規事業資金の借入には未だ時間を要する見込みとなっていました。今回の資本政策の実施に際し、第三者割当増資の割当先となり当社グループの中長期事業戦略を理解していただけた事業会社等、多種多様な調達手段を検討いたしました。そのような状況の中、フィナンシャルアドバイザリーを専門とするコンサルティング会社から、当社グループの中長期事業戦略及び資金需要の必要性、時期等を理解していただいたうえで、株式価値の希薄化等の既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、当社の経営者へ割当てる新株予約権の発行という方法をご提案いただきました。

同社の提案内容は、まず、行使価額が固定されており、株価が行使価額を上回って推移した場合にしか株式に転換されず希薄化に配慮したスキームであります。

さらに、他方の新株予約権においては、当社の経営者に割り当てることで、株価ないし業績の変動についてのリスクを他の一般株主と共有させるとともに、当社の資金需要に自己資金にて応じることとさせるものであります。

本件の第三者割当による新株予約権の発行は、当社の資金需要に応じて適時に資金調達を行っていくべく、前述の「本新株予約権の特徴について」に記載する特徴を盛り込んで設定されております。

また、取得条項が設けてあり、大口の投資家が現れた際等に残存する新株予約権の全部又は一部を当社が発行価額によって取得ができるため、より当社にとって有利な資金調達の可能性が出てきた場合、そちらを選択することが可能となっております。

以上により、同社にご提案いただいた本新株予約権のスキームは、現在当社が取り得る資金調達手段の中で有利な条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断し、今般の新株予約権による資金調達の方法を選択いたしました。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第5回及び第6回新株予約権の行使による発行株式数は第5回新株予約権41,620株、第6回新株予約権7,500株、合計49,120株であり、平成21年10月21日現在の当社発行済株式総数63,841株に対し第5回新株予約権は65.19%、第6回新株予約権は11.75%、合計76.94%（平成21年10月21日現在の当社議決権個数60,085個に対しては第5回新株予約権は69.27%、第6回新株予約権は12.48%、合計81.75%）に相当し、これによって1株当たりの株式価値が希薄化いたします。

それにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下します。また1株当たり純資産額及び1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保するためには、そのための費用の確保は必要であり、また、今後も継続的安定的に収益を計上する企業となるためには、当該資金調達は必要であると考えております。当社グループが現在3期連続して連結最終赤字を計上しており、主たる事業であるC C D / C - M O Sイメージヤ向け光源装置の受注については、回復傾向にはあるものの、本格的な回復にはなお時間を要する状況であることから、新規事業資金の調達に金融機関からの借入をお願いすることは難しい状況であります。

本新株予約権の行使価額は固定されており、第5回新株予約権については1株当たり24,030円、第6回新株予約権については1株当たり及び26,700円であります。いずれも平成21年5月期の1株当たり純資産額16,514.17円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

当社グループの過去3期の1株当たり当期純利益は、平成19年5月期 705.59円、平成20年5月期 2,782.20円、平成21年5月期 17,023.75円と、いずれもマイナスに留まっております。調達した資金を収益性の高い項目に厳選して投下し、新規事業の早急な立ち上げと確立を図り、最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

前述の「本新株予約権の特徴について」に記載のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

従いまして、当社といたしましては、本新株予約権の発行が、既存株主様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと判断しております。

割当先を選定した理由

当社は、今般の第三者割当による本新株予約権の発行に当たり、経営努力を踏まえて資金の調達が適時に行われるここと、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等

を条件として、割当先を検討してまいりました。

木地英雄氏は、当社の創業者かつ筆頭株主であり、当社の代表取締役社長であります。同氏は今後の当社グループの企業価値の増大と発展を共に願う関係であり、本新株予約権発行に際し、当社の資金調達の必要性、中長期事業戦略について理解していることから、割当先として選定いたしました。

さらに、本新株予約権には、連結営業利益黒字化に関する行使条件及び一定の条件下における強制行使条件がその他の行使条件として付されており、これらの条件面の観点からも同氏が割当先として当該状況において最も適切であると判断いたしました。

なお、木地英雄氏から、反社会的勢力との間における関係がない旨の確認書を受領しております。

割当先の保有方針

割当先である木地英雄氏からは、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、安定株主として中長期的に保有する方針である旨の回答をいただいております。

払込に要する必要財産の存在について確認した内容

当社は割当先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を保証した書面を受領しております。また、払込に必要な金額を上回る残高が表示された銀行預金通帳のコピーを受領した上で、最近の財産状態を聴取しており、払込に要する財産の存在について確認しております。

以上より、当社は割当先が新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

発行条件等の合理性

イ) 第三者割当による本新株予約権の発行価額

本新株予約権の発行価額は、4,400円であり、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関による評価書を参考にいたしました。

第5回新株予約権の行使期間は平成21年11月6日から平成23年11月5日までの2年間であるのに対して、当社代表取締役社長である木地英雄氏を割当先とする本新株予約権（第6回新株予約権）においては、木地英雄氏による当社中長期事業戦略実現へのコミットを考慮し、行使期間を平成21年11月6日から平成24年11月5日までの3年間としてあります。第6回新株予約権の行使期間が第5回新株予約権の行使期間よりも長いことは、第6回新株予約権の1個当たりの発行価額が第5回新株予約権の1個当たりの発行価額よりも高い評価額となる要素の一つとなっております。

ロ) 第三者割当による本新株予約権の行使価額

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成21年10月20日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値26,700円を基に、ディスカウントを行うことなく1株26,700円に決定いたしました。

第5回新株予約権の行使価額は、普通取引の終値26,700円を基に0.9を乗じて1株24,030円と決定しておりますが、当社代表取締役社長である木地英雄氏を割当先とする本新株予約権（第6回新株予約権）においては、株価の上昇につながる経営努力への木地英雄氏によるコミットを考慮し、普通取引の終値26,700円を基にディスカウントを行うことなく1株26,700円に決定しております。

なお、この行使価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じた方法により決定しております。

また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しており、当該判断に当たっては、前述のとおり、第三者評価機関による評価書を参考としております。当社監査役より発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

企業行動規範上の手続きに関する事項

第5回及び第6回新株予約権の発行規模は、「発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、潜在株式に係る議決権個数49,120個については、平成21年10月21日現在の当社議決権個数60,085個に対する希釈化率が81.75%と25%以上であるため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認のいずれかの手続を要します。

そのため、当社は既存株主の皆様に極めて大きな影響が生じることに鑑みて、第三者割当による本新株予約権の発行における必要性及び相当性に関する客観的な意見入手するため、社外監査役3名及び有識者1名をメンバーとする第三者委員会の開催を依頼いたしました。

第三者委員会のメンバーは、小川浩一社外監査役、大橋俊二社外監査役、田村稔郎社外監査役、及び税理士 中村芳樹氏であります。またオブザーバーとして、顧問弁護士にもご協力いただきました。（顧問弁護士は、第三者委員会の審議及び決定には関与しておりません。）

当社は、第三者委員会に対して、今回の第三者割当による本新株予約権の発行について、発行の目的及び理由、調達資金の額・使途及び支出予定期、資金使途の合理性、発行条件の合理性、割当先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、業績への影響の見通し、その他必要と思われる事項、第三者委員会のメンバーより質問のあった事項等について詳細な説明を行いました。

その後、第三者委員会において審議した結果である調査報告書は、平成21年10月21日付けで当社宛に提出されました。当該調査報告書において、当社が収益体質を構築するための中長期事業戦略の実現のためには資金調達が必要であること、調達する資金の使途には具体性・合理性があることから、第三者割当による本新株予約権の発行については必要性があると判断する旨、また他の手段との比較で今回採用するスキームを選択することは妥当であると考えられること、発行価額、行使価額、発行数量、株式の希薄化の規模等各種の発行条件の内容は当社の置かれた状況に照らして相当であると考えられることから、第三者割当による本新株予約権の発行については相当性があると判断する旨の意見を頂いております。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社インターラクション 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない発行会社における標準となる株式である。なお、単元株式数は1株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式7,500株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は20株とする。）。但し、（注）1の(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、26,700円とする。但し、行使価額は（注）2の定めにより調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	201,900,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	1. 本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関による評価書を参考に、本新株予約権1個の払込金額を4,400円（1株当たり220円）いたしました。 2. 本新株予約権の行使により、当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年11月6日から平成24年11月5日（但し、平成24年11月5日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地 株式会社インターラクション 経営管理部 経営管理課 2. 取次場所 該当事項はありません。 3. 払込取扱場所 株式会社横浜銀行 金沢産業センター支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 また、各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日から2ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸收合併消滅会社となる吸收合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸收分割会社となる吸收分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸收合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は次の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の発行要領に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

（注）1. 割当株式数の調整

(1) 当社が下記（注）2に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(2) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記（注）2の(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)の（に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき、その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権証券

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

4. 行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、行使期間中に行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日に発生する。

5. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

6. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
201,900,000	4,000,000	197,900,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額(1,650,000円)に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(200,250,000円)を合算した金額です。

2. 発行諸費用の概算額の内訳

本新株予約権に係る設計評価料2百万円、弁護士報酬等2百万円

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

当社グループは、中長期事業戦略実現のため、本新株予約権に係る調達資金を以下のとおり活用してまいります。

	具体的な使途	金額	支出予定期間
	I A 関係：光応用製品の企画及び研究開発のため先行投下する材料費、人件費、諸経費	148百万円	平成21年11月～平成24年11月
	I A 関係：新規事業のため欧米代理店網を再構築するための人件費、諸経費	49百万円	平成21年11月～平成24年11月
	合計	197百万円	

I A 関係：光応用製品の企画及び研究開発のため先行投下する材料費、人件費、諸経費

現状の新規事業の活動形態においては、提携先から開発済み製品の供給を受け、国内外の企業へ販売する、という資金負担の少ない形での活動を推進しております。しかしながら今後、市場での地位を確立するためには、顧客からの要望を取り込んだ形で、提携先との共同開発、また、自社独自での企画・開発が必須になると考えております。

このため、I Aにおいて、光応用製品の企画及び研究開発のため先行投下する材料費・人件費・諸経費として、平成24年11月までに148百万円を充当することを予定しております。

I A 関係：新規事業のため欧米代理店網を再構築するための人件費、諸経費

I A は、既存光源装置の販売を通じて、欧米への販売チャネルを有しておりますが、これらの代理店網を太陽電池関連産業に進出する販売網として再構築することを計画しております。現地の事情に精通した人員の採用や現地プロジェクト実行の拠点が必要であり、こうした計画を実行するための人件費・諸経費として、平成24年11月までに49百万円を充当することを予定しております。

以上のとおり、当社グループは、世界的な市場の拡大を踏まえ、各社・各部門の役割分担を明確にした体制を構築してまいります。

本新株予約権発行により調達する差引手取概算額は、上記のとおり充当することを予定しております。

但し、本新株予約権行使による払込は、前述の「本新株予約権の特徴について」に記載したとおり、営業利益の黒字化後の行使が条件であるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額や調達時期は、本新株予約権の行使状況により決定されます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

(1) 臨時報告書

平成21年10月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5 第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

当社は、当社グループの財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5 第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

報告内容は、次のとおりであります。

報告内容

関係会社支援損失引当金の計上

当該事象の発生年月日

平成21年10月 9 日

当該事象の内容並びに損益及び連結損益に与える影響

当社の100%子会社である株式会社B I Jは、従来セキュリティ関連の事業を行っておりましたが、従来の事業に起因する累損及び借入金を抱えています。同社では現在、その拡大が期待される太陽電池に関する事業への転換を図っており、太陽光発電モジュールメーカーと業務提携するなど、新規事業において回復の道筋が見えてきておりますが、上記理由のため積極的な事業活動ができない状況であります。

当社といたしましては、同社の今後の事業展開の支援のために必要と見込まれる金額について引当金を計上することといたしました。その結果、平成22年5月期第1四半期の個別財務諸表において、関係会社支援損失引当金繰入額329百万円を特別損失に計上いたしました。なお、本件特別損失は個別財務諸表においてのみ計上されるものであり、連結財務諸表への影響はありません。

2 事業等のリスク

組込情報である有価証券報告書の記載内容について有価証券報告書の提出日以降本届出書提出日までの間において、次の事業等のリスクの追加がありました。その他の将来に関する事項について、本届出書提出日現在で変更はありません。将来に関する事項については、本届出書提出日現在で判断したものです。

なお、当該事業等のリスクは、第5回及び第6回新株予約権発行により生じ得る事象等を記載しております。

(9) 当社に内在するリスク要因

第5回及び第6回新株予約権の行使が予定通り進まないリスク

当社は、平成21年10月21日開催の取締役会において、中長期事業戦略実現のための資金調達を目的として、第三者割当による第5回及び第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しました。

割当先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社及び木地英雄氏は、本新株予約権の行使につき、前向きな姿勢ですが、万一同社の経営状況が悪化し同社及び木地英雄氏の資金調達が何らかの要因で予定通り行われなかつた場合には、本新株予約権の行使が行われないリスクがあります。なお、当社は割当先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。

また、当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が行われないリスクがあります。

さらに、第5回新株予約権に係る割当契約により、5連続取引日終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過する日における出来高の約15%及び150%を超過する日における出来高の約20%の株式数となる個数を上限として、1回につき20百万円を超えない額において行使指示ができるものとしておりますが、超過する日における出来高が小さければ希望する資金の調達が行われないリスクがあります。

上述のリスクのとおり、当社の資金需要に応じた行使が行われなかった場合は、以下の のリスクがあります。

中長期事業戦略が実現されないリスク

本新株予約権が行使されず、資金調達ができず、中長期事業戦略実現のための組織の構築や提携先からの製品購入がなされなかつた場合、当社の当連結会計年度以降の収益計画に影響する可能性があります。

その場合、当社は新たな借入先からの借入を行うなど資金調達を変更し、また施策実施順序の組替や提携先との契約の見直しなど、戦略実現のための戦術の変更を行うこといたします。

株式価値の希薄化リスク

本新株予約権が全て行使された場合の新株式の最大増加数は49,120株となります。これは本届出書提出日現在の発行済株式数63,841株に対し76.94%に相当し、1株当たりの株式価値の希薄化が起こります。

当社の企業運営における大株主の影響について

第5回新株予約権の割当先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社につきましては、純投資を目的とした引受けであります。

第5回新株予約権が全て行使された場合は、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の持株比率は39.46%となります。これにより同社は当社の筆頭株主となり、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つことになります。同社は純投資目的の金融投資家であることから、当社の経営及び運営に影響を与える可能性は高くないものと判断しておりますが、今後何らかの要因が生じた場合、当社の運営及び業績等に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日	平成21年 8月27日 関東財務局長に提出。
四半期報告書	(第18期 第1四半期)	自 平成21年 6月 1日 至 平成21年 8月31日	平成21年10月14日 関東財務局長に提出。

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としてあります。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年8月19日

株式会社 インターインターアクション

取締役会 御中

中本公認会計士事務所

公認会計士 中本 優司

丸亀公認会計士事務所

公認会計士 丸亀 哲也

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターインターアクションの平成19年6月1日から平成20年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていた。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターインターアクション及び連結子会社の平成20年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年10月10日

株式会社インター・アクション
取締役会 御中

中本公認会計士事務所

公認会計士 中 本 優 司 印

丸亀公認会計士事務所

公認会計士 丸 亀 哲 也 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社インター・アクションの平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社インター・アクション及び連結子会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

2. 重要な後発事項に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社プロデュースは、平成20年9月26日、新潟地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、受理された。同社に対する同日現在の債権額は32,880千円であり、回収不能見込額は現在のところ不明である。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年8月26日

株式会社 インター・アクション

取締役会 御中

中本公認会計士事務所

公認会計士 中本 優司

丸亀公認会計士事務所

公認会計士 丸亀 哲也

<財務諸表監査>

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インター・アクションの平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インター・アクション及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記事項

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年8月7日の取締役会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議し、平成21年8月26日開催の第17期定時株主総会において承認可決されている。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年8月7日の取締役会において取締役、監査役及び従業員に対するストックオプションの発行について決議し、平成21年8月26日開催の第17期定時株主総会において承認可決されている。

<内部統制監査>

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インター・アクションの平成21年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、私たちの責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、株式会社インター・アクションが平成21年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月6日

株式会社インターラクション
取締役会 御中

監査法人 双研社

代表社員 公認会計士 吉澤 秀雄 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山本 英俊 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターラクションの平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社インターラクション及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年8月19日

株式会社 インターインターアクション

取締役会 御中

中本公認会計士事務所

公認会計士 中本 優司

丸亀公認会計士事務所

公認会計士 丸亀 哲也

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターインターアクションの平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターインターアクションの平成20年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 8月26日

株式会社 インターインターアクション

取締役会 御中

中本公認会計士事務所

公認会計士 中 本 優 司

丸亀公認会計士事務所

公認会計士 丸 亀 哲 也

私たちは、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターインターアクションの平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターインターアクションの平成21年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年8月7日の取締役会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議し、平成21年8月26日開催の第17期定時株主総会において承認可決されている。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年8月7日の取締役会において取締役、監査役及び従業員に対するストックオプションの発行について決議し、平成21年8月26日開催の第17期定時株主総会において承認可決されている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。